

令和8年 第2回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和8年2月24日(火)			
招集の場所	時津町役場 第二庁舎2階会議室			
開・閉議日時及び宣言	開議	令和8年2月24日(火)午後2時45分		
	閉議	令和8年2月24日(火)午後3時50分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職名	氏名	出席	欠席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委員	天田 明香	○	
	委員	峯 隆三		○
	委員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和8年第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について
報告第3号 いじめ重大事態について

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する
児童生徒の就学について）

議案第4号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

議案第5号 時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱の一部を改正する告
示

議案第6号 教職員人事内申について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和8年第2回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和8年第1回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和8年第1回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和8年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和8年第1回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和8年1月22日から令和8年2月24日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

2月13日に開催された「いじめ問題等連携会議」とは、どういった会議ですか。

○ 相川教育長

委員に、教育総務課職員・生徒指導担当・心の教育相談員・保健所の保健師・時津警察署・カウンセラー等の構成員で、今回は長崎県教育庁から生徒指導相談役を招き、体験を交え

た情報交換等を行いました。

○ 宮原教育委員

「いじめ問題等連携会議」は、以前からありましたか。

○ 相川教育長

毎年2回開催しています。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

**日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（教育上
特別の配慮を要する児童生徒の就学について）**

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 報告第3号 いじめ重大事態について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第3号、いじめ重大事態について報告いたします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

議案3号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第4号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師
の委嘱について**

○ 相川教育長

続きまして、議案第4号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第4号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。

学校保健安全法第23条の規定により、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱を行う必要があるため、この議案を提出するものです。

資料の一覧表をご覧ください。任期は、1年間です。全員令和7年度からの継続となっています。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第4号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第5号 時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱の
一部を改正する告示**

○ 相川教育長

続きまして、議案第5号、時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会課長

議案第5号、時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

本町の組織体制の見直しにより、令和8年4月1日から、保健センターに勤務する職員を本庁に配置することとなりました。

これに伴い、時津町公民館及び時津町保健センターの清掃管理業務については、教育委員会社会教育課で任用する「時津町教育委員会清掃員」が行うこととなるため、要綱の改正を行うものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第5号、時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 教職員人事内申について

○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、教職員人事内申についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第6号は秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和8年第2回時津町教育委員会会議を閉会します。